Ⅲ　賃金・諸手当

1　県内勤労者の月間現金給与総額

「毎月勤労統計調査」によると、平成30年の５人以上規模事業所で働く常用労働者の一人平均月間現金給与総額は、長野県が305,085円(前年比*1.14%増加)、全国が323,546円となっている。

県内の産業別月間現金給与総額（５人以上規模）をみると、金額の高い順に「金融業,保険業」が 443,723 円、「教育・学習支援業」が421,336円、「建設業」が420,339円、となっている。金額の少ない順では、「宿泊業,飲食サービス業」で135,679円、「生活関連サービス業,娯楽業」で191,098円、「卸売業,小売業」で216,592円となっている。

【用語の解説】

常用労働者　期間を定めずに又は１か月を超える期間を定めて雇用される者

現金給与額　賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対価として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料等を差し引く以前の金額

* 前年比は、平成29年平均値を基準とする指数比較により算出した対前年増減率。

１） 月間現金給与総額の推移（全国、長野県・平成 26～30 年、事業所規模 5 人以上）

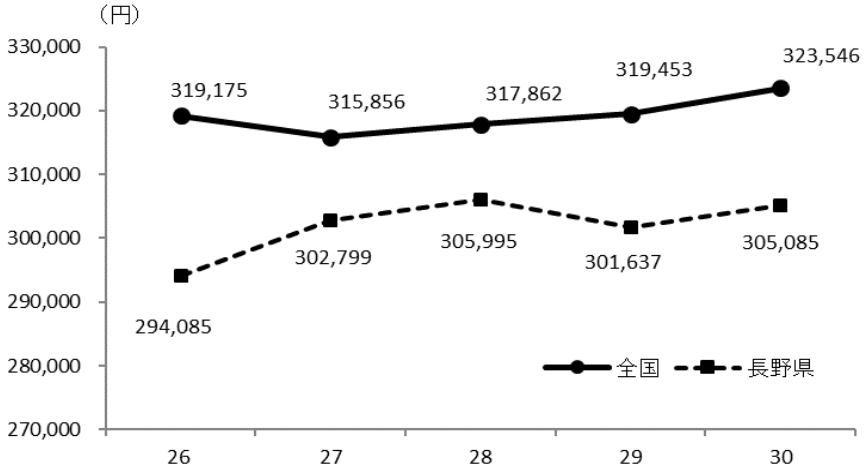

２） 産業別月間現金給与総額（長野県・平成 30 年、事業所規模 5 人以上）

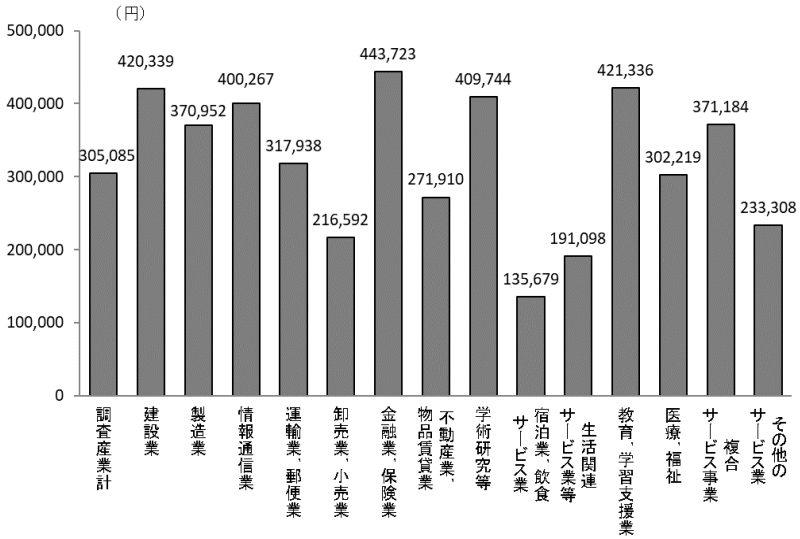

資料：「平成 30 年長野県の賃金・労働時間及び雇用の動き」長野県情報政策課統計室
「毎月勤労統計調査」厚生労働省

２　県内小規模事業所（1 人～4 人規模）の現金給与額

「毎月勤労統計調査特別調査」によると、平成 30 年 7 月における一人平均きまって支給する現金給与額は、長野県は 200,074 円（前年比 2.9％増加）、全国は 195,476 円（同 0.5％減少）となっている。

男女別では、男性が 263,166 円（前年比 4.2％増加）、女性は 138,267 円で前年と同水準となっている。

また、主な産業別にみると、「建設業」が 265,815 円（前年比 3.3％増加）、「製造業」が 188,857 円（同 2.8％減少）、「卸売業,小売業」が 194,356 円（同 0.4％増加）、「医療,福祉」が 185,672 円（同 1.0％増加）となっている。

平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月までの 1 年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額（勤続 1 年以上）についてみると、長野県では 281,947 円（前年比 9.2%増加）、全国では 235,684 円（同 3.6％増加）となっている。

主な産業別にみると、「医療,福祉」が 403,011 円（前年比 30.0％増加）で最も高く、次いで「卸売業,小売業」が 266,699 円（同 2.8％減少）、「建設業」が 230,123 円（同 3.7％増加）、「製造業」が 161,890 円（同 16.0％減少）となっている。

30 人以上規模事業所の一人平均きまって支給する現金給与額を 100 とし、事業所規模間の格差をみると、1 人～4 人規模事業所は調査産業計で 73.1 となっている。主な産業別にみると、格差が最も大きいのは「製造業」で 58.4 となっている。

１）主要産業別・性別一人平均きまって支給する現金給与額

（長野県・平成 30 年、事業所規模 1 人～4 人）

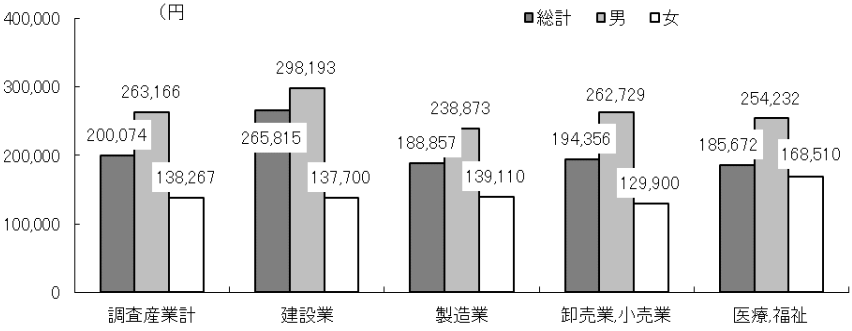

２）主要産業別一人平均特別に支払われた現金給与額

（長野県・平成 30 年、事業所規模 1 人～4 人）

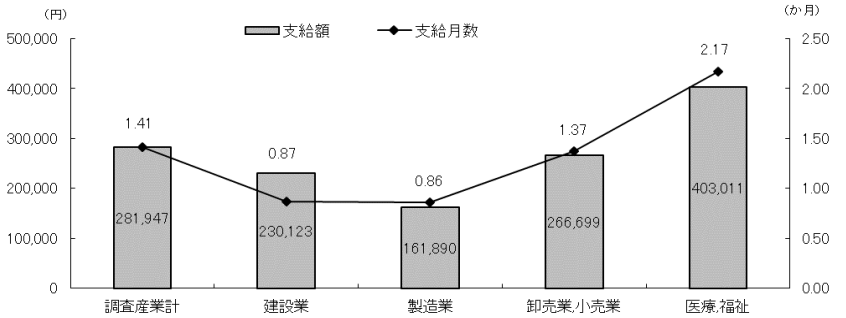

３）主要産業別一人平均きまって支給する現金給与額の事業所規模間格差

（長野県・平成 30 年）

主な産業	事業所規模		規模間格差（30 人以上＝100）
	1人～4人	30人以上	1人～4人
	円	円	
調査産業計	200,074	273,707	73.1
建設業	265,815	347,877	76.4
製造業	188,857	323,479	58.4
卸売業，小売業	194,356	178,525	108.9
医療，福祉	185,672	261,657	71.0

（注） 規模5～29人及び30人以上は、毎月勤労統計調査全国及び地方調査の平成30年7月分結果の「きまって支給する給与」である。

３　所定内賃金額

厚生労働省の「平成30年賃金構造基本統計調査」によると、県内10人以上規模民営事業所で働く一般労働者の、平成30年6月30日現在の所定内給与額は、男性が305,700円（前年比3,300円、1.1％増加）、女性が225,400円（同3,100円、1.4％増加）となっている。

年齢階層別の所定内給与を見ると、賃金のピークは男性が55～59歳層で383,500円、女性は55～59歳層で244,300円となっている。

産業別所定内給与額は、男性では「金融業，保険業」が最も高く431,000円、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」で359,100円、「情報通信業」で350,700円の順になっている。

女性では「情報通信業」が最も高く272,800円、次いで「医療，福祉」で250,400円、「金融業，保険業」246,900円の順になっている。

【用語の解説】

一般労働者　「短時間労働者」以外の者をいう。

短時間労働者　同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

所定内給与額　労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により６月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

１）男女別・年齢階層別所定内給与額（長野県・平成 30 年、事業所規模 10 人以上）

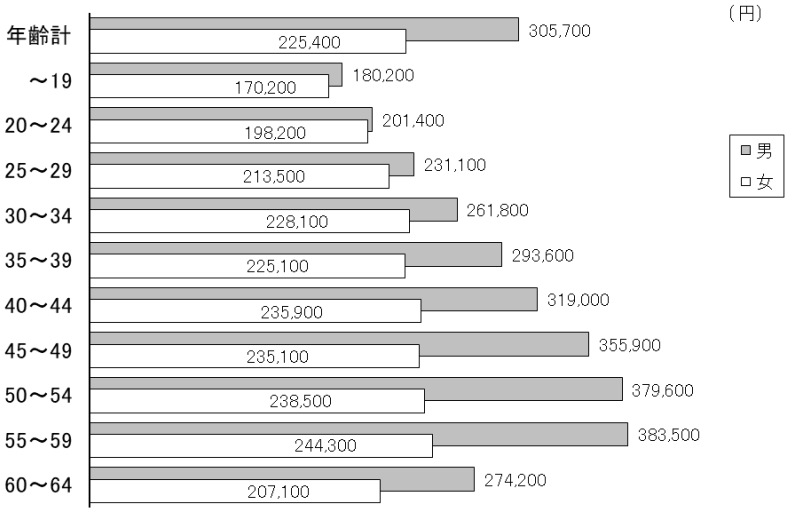

２）男女別・産業別所定内給与額（長野県・平成 30 年、事業所規模 10 人以上）

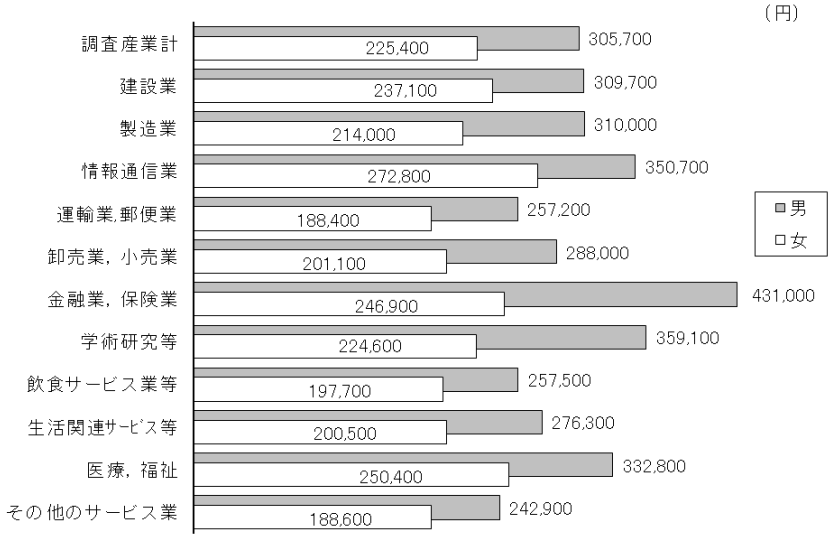

資料：「平成 30 年賃金構造基本統計調査」厚生労働省

４　学卒者の初任給

厚生労働省の「平成30年賃金構造基本統計調査（初任給）」によると、平成30年４月採用の新規学卒者の初任給は、男性の場合は大学院修士課程修了で230,300円（前年比2.4％増加）、大学卒で198,500円（同0.3％減少）、高専・短大卒で176,200円（同4.5％増加）、高校卒で164,400円（同1.0％増加）となっている。女性の場合は大学院修士課程修了で222,800円（同1.9％減少）、大学卒で197,800円（同8.0％減少）、高専・短大卒で172,000円（同0.5％増加）、高校卒で162,200円（同1.0％減少）となっている。

大学卒の初任給額を産業別にみると、金額の高い順に男性は「宿泊業、サービス業」で218,400円、「金融業、保険業」で212,400円、「情報通信業」で211,000円となっており、女性は「情報通信業」で211,400円、「卸売業、小売業」で206,000円、「金融業,保険業」で204,400円となっている。

【用語の解説】

初任給　通常の所定労働時間、日数を勤務した新規学卒者の６月分所定内給与額（所定内労働時間に対して支払われる賃金であって、基本給のほか諸手当が含まれているが、超過労働給与額は含まれていない。）から通勤手当を除いたもの。

１）男女別・卒業区分別初任給（長野県・平成 30 年）

区分		初任給額（円）	対前年増減率（％）
高校卒	男　性	164,400	1.0
	女　性	162,200	△ 0.1
高専・短大卒	男　性	176,200	4.5
	女　性	172,000	0.5
大学卒	男　性	198,500	△ 0.3
	女　性	197,800	△ 0.8
大学院修士課程修了	男　性	230,300	2.4
	女　性	222,800	△ 1.9

２）大学卒の産業別初任給額（全国、長野県・平成 30 年）

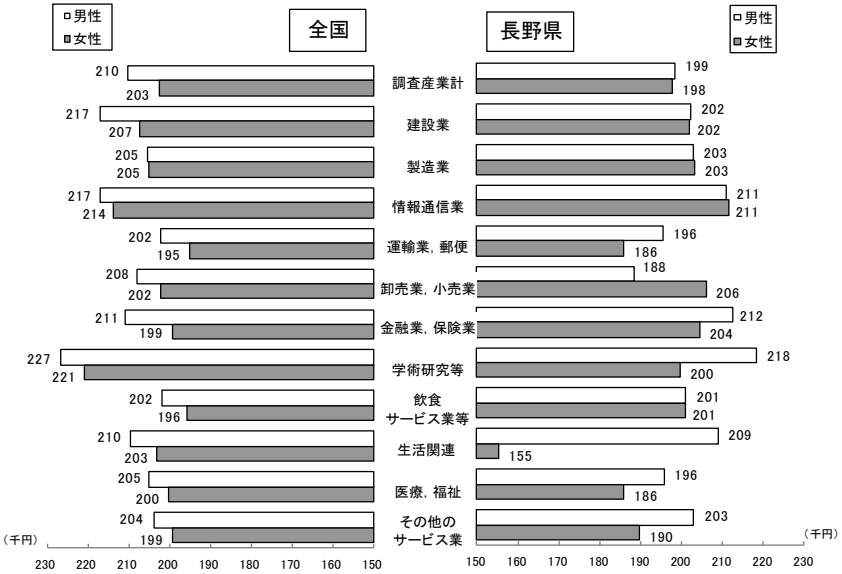

資料：「平成 30 年賃金構造基本統計調査（初任給）」厚生労働省

５　春季賃上げ妥結状況

県労働雇用課が民間労働組合を対象に行った「2019年春季賃上げ要求･妥結状況調査」によると、2019年の賃上げ妥結額（定期昇給分含む）は4,388円（賃上率1.75％）で、前年より120円減少となっており、平均妥結額及び平均賃上率は、ともに前年を下回る結果となった。

主な産業をみると、賃上げ額の多い順に、「医療・福祉」が6,481円（賃上げ率2.26％）、「サービス業等」が6,279円（同2.36％）、「一般機械」が4,925円（同1.89％）となっている。

賃上げ妥結額の推移をみると、平成20年のリーマンショック直後に大きく減少したものの、その後は高水準を維持している。

【用語の解説】

賃上げ妥結額　定期昇給及びベースアップ等による、１人当たりの月額所定内賃金の平均引き上げ額。

定期昇給　あらかじめ就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のこと。

ベースアップ　賃金表（学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたもの）の改定により賃金水準を引き上げること。

１）産業別春季賃上げの妥結額（長野県・2019 年）

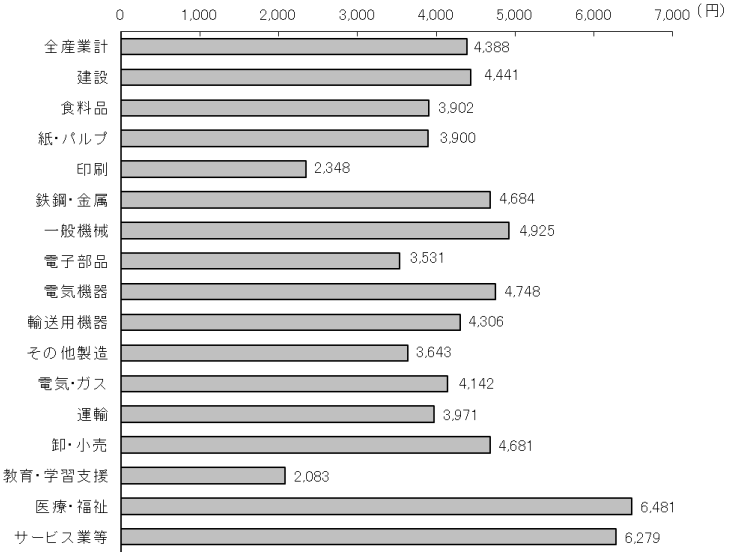

２）春季賃上げの妥結額及び賃上率の推移（長野県・平成 22～2019 年）

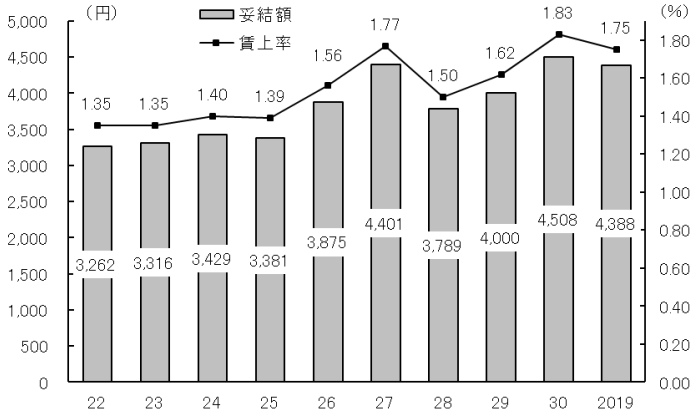

資料：「2019 年春季賃上げ要求・妥結状況調査」長野県労働雇用課

６　夏季・年末一時金妥結状況

賃金には、毎月の定期給与のほかに臨時に支払われる給与として、一般的にボーナス、賞与、夏季・年末一時金、期末手当などと呼ばれているものがある。

県労働雇用課による民間労働組合を対象とした調査によると、令和元年の県内の常用労働者の夏季一時金の妥結額は477,979円（1.89ヶ月、前年比20,889円減少）、年末一時金の妥結額は477,881円（1.89ヶ月、同21,746円減少）であった。年間では955,860円となり、前年を42,635円下回っている。

夏季一時金の産業別の妥結額をみると、多い順に「建設業」709,650円、「電気・ガス」649,306円、「パルプ・紙・紙加工品製造業」635,903円となっている。

同じく産業別の年末一時金の妥結額は、「建設業」784,554円、「パルプ・紙・紙加工品製造業」680,281円、「電気・ガス」647,631円となっている。

妥結額の前年比率の推移をみると、夏季は4.2％減少、年末は4.4％減少となっている。

１）産業別夏季・年末一時金の妥結額（長野県・令和元年）

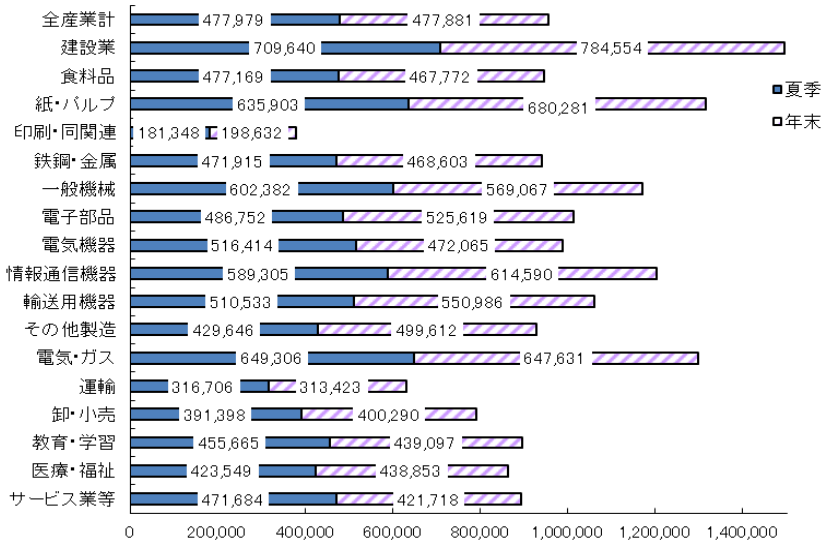

２）夏季・年末一時金の妥結額及び前年比率の推移（長野県・平成23～令和元年）

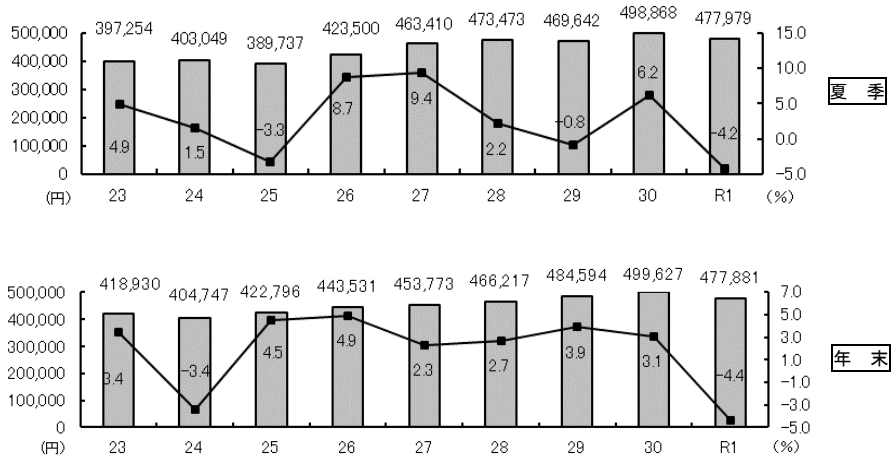

資料：「令和元年夏季・年末一時金要求妥結状況調査」長野県労働雇用課

7　最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度である。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の２種類があり、決定にあたっては、毎年中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、①地域における労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力を、地域の実情を踏まえながら総合的に勘案し、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定される。

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用される。（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件としてのみ、個別に最低賃金減額の特例が認められている。）

また、最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金である。

【最低賃金の対象となる賃金の例】

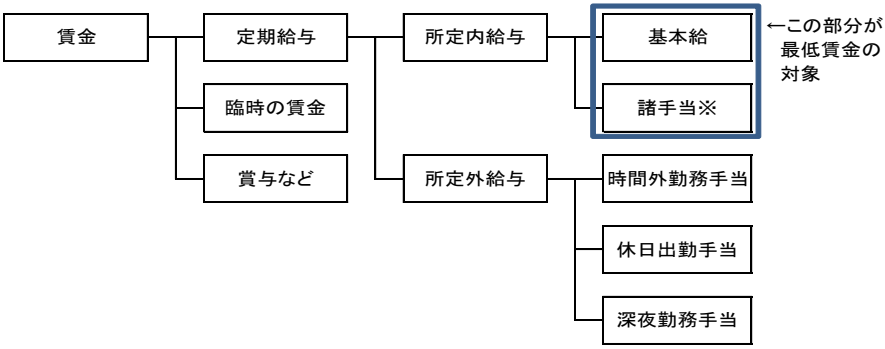

※諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金の対象となりません。

＜地域別最低賃金＞

	時間額	効力発生日
長野県最低賃金	８４８　円	R1.10.4

＜特定（産業別）最低賃金＞

	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・ﾚﾝｽﾞ、電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	８９２　円	R1.11.27
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業,船用機関製造業	９０３　円	R1.11.27
各種商品小売業 （注）衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。（例：百貨店、デパート、衣食住にわたって小売する総合スーパー、ミニスーパー等）	８５５　円	R1.12.31
印刷、製版業	８５０　円	R1.12.31

資料：長野労働局